

令和元年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル

ア キ ナ ジ ス タ 株 式 会 社

代表取締役社長 小 林 祐 介

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月20日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月21日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 5階 大雪
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第19期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第 2 号 議 案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.akinasista.co.jp/ir/library.html>) に掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成30年4月1日)
(至 平成31年3月31日)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社が事業を営むインターネット広告業界においては、当社が主力事業を展開するインターネット広告市場が引き続き成長し、2018年におけるインターネット広告費は1,758,900百万円（前年比116.5%）と順調に成長を続けており（注1）、そのうちモバイル広告費が、初めて1兆円を突破するなど、今後も市場規模の拡大が予想されております（注2）。しかしながら、高成長期に高い市場地位を獲得しようとする競争が激化し、より一層の競争力強化が求められております。

こうした事業環境のもと、アドネットワーク事業においては、アドネットワークの需要が衰退してきていることによって減収減益となった一方で、広告代理事業においては、新サービスにかかわる預け金に対する貸倒引当金の計上が影響したものの、高収益が見込まれるサービスへの注力および収益が見込めないサービスの停止等の取捨選択が功を奏し、減収増益となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,916,301千円（前年比13.6%減）、営業利益15,796千円（前年比45.9%減）、経常利益12,169千円（前年比56.2%減）、当期純利益8,793千円（前年比70.4%減）となりました。

（注1）出所「2018年 日本の広告費」株式会社電通

（注2）出所「2018年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」株式会社D2C/株式会社サイバーコミュニケーションズ/株式会社電通

事業別の概況は次のとおりであります。なお、数値につきましてはセグメント間取引分相殺消去前のものを記載しております。

(アドネットワーク事業)

当セグメントにおいては、クリック保証型アドネットワーク「MAIST (マイスト)」及びスマートフォンアドプラットフォーム「TAP ONE (タップワン)」、成果報酬型アドネットワーク「AAA (トリプルエー)」を中心とするインターネット広告事業を運営しております。当事業年度においては、インフルエンサー広告やSNS広告等の配信手法が多様化したことに伴ってアドネットワークの需要が減少し、顧客のアドネットワークに対する広告費が削減されたことにより、売上高は1,389,237千円(前年比7.1%減)、セグメント利益(営業利益)は79,359千円(前年比18.6%減)と減収減益となりました。

(広告代理事業)

当セグメントにおいては、モバイル分野における純広告販売の他、アドネットワーク等の販売を行っておりますが、当事業年度においては、新サービスにかかわる預け金に対する貸倒引当金14,710千円の計上が影響したものの、高収益が見込まれるサービスに注力した結果、売上高は510,199千円(前年比28.2%減)、セグメント利益(営業利益)は39,365千円(前年比25.9%増)と減収増益となりました。

(自社メディア事業)

自社メディア事業は、スマートフォン向け電子コミック配信サービス「eyebook (アイブック)」及び「JCnews (ジェイシーニュース)」等、自社メディアの運営・開発を行っております。当事業年度においては売上高は25,698千円(前年比0.2%増)となり、開発費の支出等が影響し、セグメント損失(営業損失)は32,224千円(前期は27,157千円の営業損失)となりました。

以上ご説明いたしました事業の部門別の売上高は次のとおりであります。

部門の種類	売上高(千円)	構 成 比	前 年 比
アドネットワーク事業	1,389,237	72.2%	92.9%
広告代理事業	510,199	26.5%	71.8%
自社メディア事業	25,698	1.3%	100.2%
合 計	1,925,135	100.0%	86.2%

なお、セグメント間取引分を相殺消去した事業別の売上高は次のとおりであります。

部門の種類	売上高(千円)	構 成 比	前 年 比
アドネットワーク事業	1,381,197	72.1%	93.0%
広告代理事業	510,199	26.6%	72.2%
自社メディア事業	24,904	1.3%	98.2%
合 計	1,916,301	100.0%	86.4%

2. 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額339千円であり、その主なものは、情報機器の購入によるものであります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社が事業を営むインターネット業界においては、インターネット広告市場が順調に成長を続けている一方、成長率は鈍化しており、アドネットワーク広告市場は顕著に衰退している事が見受けられます。また、アドフラウド問題への対処などを含め、インターネット広告業界全体において高いコンプライアンス意識が求められています。

第20期事業年度につきましては、上記の課題に鑑みて、主力事業であるアドネットワーク事業の依存から脱却すべく、様々な新規事業に取り組み続けることによって、将来にわたる収益基盤の改善を行い、持続的な成長に繋げてまいります。

9. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期(当期)
	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日
売 上 高	3,563,936	2,128,757	2,217,050	1,916,301
営業利益又は営業損失(△)	451,877	△24,425	29,177	15,796
経常利益又は経常損失(△)	444,063	△30,321	27,773	12,169
当期純利益又は当期純損失(△)	304,113	△63,154	29,673	8,793
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	11,155円61銭	△2,306円93銭	833円18銭	246円92銭
総 資 産	1,300,028	1,180,954	1,259,453	1,174,199
純 資 産	952,184	916,409	946,082	954,876

10. 主要な事業内容

当社は、クリック課金広告ネットワーク「MAIST (マイスト)」、スマートフォンアドプラットフォーム「TAP ONE (タップワン)」及びアフィリエイト広告ネットワーク「AAA (トリプルエー)」を運営するアドネットワーク事業、純広告や検索連動型(リスティング)広告の販売と運用を行う広告代理事業、当社運営のサイトを通じて一般消費者へサービスや有用な情報を提供する自社メディア事業を主要な事業としており、スマートフォンを中心としたインターネット広告事業に幅広く取り組んでおります。

11. 主要な営業所

(本社) 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	23名	6名減	34.7歳	5.1年
女 性	4名	1名減	30.1歳	4.0年
合計又は平均	27名	7名減	34.0歳	4.9年

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は、FC2 Investment, LLCであり、FC2 Investment, LLCは当社の株式を22,242株（議決権比率62.45%）所有しております。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（平成31年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 75,000株
2. 発行済株式の総数 38,381株（自己株式2,767株含む）
3. 株主数 919名

4. 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
F C 2 I n v e s t m e n t , L L C	22,242	62.45
地 村 正 廣	1,100	3.08
稲 葉 京 太 郎	591	1.65
内 田 善 紀	500	1.40
橘 尚 吾	444	1.24
駒 村 晃 子	413	1.15
鶴 見 達 也	386	1.08
戸 塚 剛	340	0.95
清 水 博 行	253	0.71
井 上 克 日 己	250	0.70

- （注）1. 当社は自己株式を2,767株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てしております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 株式会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（平成31年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 祐 介	ゾディアックアジア株式会社 社外取締役
取 締 役	岩 澤 雅 史	情報システム部ゼネラルマネージャー
取 締 役 (監査等委員)	富 田 賢	コーポレート・ベンチャーキャピタル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 教授
取 締 役 (監査等委員)	新 井 健 一 郎	TH弁護士法人 弁護士
取 締 役 (監査等委員)	中 嶋 長 史	株式会社デライト 代表取締役

(注)1. 富田賢氏、新井健一郎氏、中嶋長史氏は社外取締役であります。

2. 当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する方針に則り、委員会事務局より適宜情報共有及び報告を行っておりますとともに監査等委員からの質問には速やかに回答する体制であり、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役富田賢氏、新井健一郎氏、中嶋長史氏の3名は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役富田賢氏、新井健一郎氏、中嶋長史氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 取締役の報酬等の額

	人 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	2名	27,300千円
取締役 (監査等委員)	3名	16,500千円

(注) 上記のほか、使用人兼取締役に対する使用人給与は9,500千円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 富田 賢

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会11回のうち、取締役会11回、監査等委員会11回に出席し、長年にわたる経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(2) 取締役 新井 健一郎

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会11回のうち、取締役会11回、監査等委員会11回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(3) 取締役 中嶋 長史

①重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会11回のうち、取締役会11回、監査等委員会11回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
社 外 役 員 の 報酬等の総額等	3名	16,500千円

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名

公認会計士 古嶋裕一、公認会計士 古屋満喜男

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士 古嶋裕一 4,000千円

公認会計士 古屋満喜男 5,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務施行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、全役職員を対象とした行動指針及び規範としてコンプライアンス規程及び社員倫理規程を定め、それを全役職員に徹底させるとともに、全役職員が、企業市民の一員として、社会的な倫理の上に事業活動を行うことを誓う。

② 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。

③ 当社は、コンプライアンスを推進する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともにコンプライアンス規程等の見直しを行うほか、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。

④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内及び社外窓口を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。

⑤ コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に係る施策を実施する。コンプライアンス委員会はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役に報告するものとする。

⑥ 監査等委員である取締役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、業務執行取締役に対し助言又は勧告を行うものとする。

⑦ 取締役及び使用人は、当社において、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役及び使用人は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に従い適切に保存・管理するものとする。

② 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

③ 当社は、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理を統括する部門を経営管理部とし、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

③経営上重要なリスクは、経営管理部において、当社全体の業務遂行上のリスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織役職規程、業務分掌規程及び決定権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

③当社は、当社の取締役及び使用人が共有すべき全社的目標を定め、代表取締役は、全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な分配等、当該目標達成のための効率的な方法を定め、担当部署に具体的に指示をする。

(5) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局においてこれを補助する。同局による監査等委員会の補助業務は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

②監査等委員会事務局は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

③監査等委員会に所属する使用人の人事異動、人事評価及び懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定するものとする。

④監査等委員会は、定期的に監査等委員会事務局と意見交換の機会を設け、相互の意思疎通及び情報交換がなされるように努めるものとする。

(6) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

②内部通報規程に基づき通報・相談を受けた社内窓口担当者は、その通報・相談内容が定款又は法令に違反し、又は違反するおそれがある場合、監査等委員会に報告するものとする。

③内部通報規程において、内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取り

扱いを受けないことを定め、運用の徹底を図るものとする。通報を行った者及びその報告内容について情報管理体制を厳重に整備し、報告を行った者が不利な取扱いを受けることを防止する。

④経営管理部及び内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。

(7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見交換の機会を設け、相互の意思疎通及び情報交換がなされるように努めるものとする。

②監査等委員会は、必要に応じて、経営管理部、内部監査室、コンプライアンス委員会と意思疎通及び情報交換を行い、監査の実効性の向上を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備したうえで、以下のとおり具体的な取組みを行っております。

①主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、監査等委員である取締役が出席し、適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監督し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めてまいりました。また、監査等委員会は11回開催され、各監査等委員は、監査等委員会において十分な審議を行い、当社の適正な業務運営及び実効性のある管理に努めてまいりました。加えて、監査等委員は、他の取締役、会計監査人、内部監査室、経営管理部、監査等委員会事務局と密に意思疎通及び情報交換を行い、当社の各部門の業務執行状況を把握したうえで、必要に応じて助言・提言を行ってまいりました。

②当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて、リスク管理やコンプライアンスに関する研修会を実施し、法令、定款及び社会倫理を遵守するための社内風土の構築に努めてまいりました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	1,124,404	流 動 負 債	219,322
現金及び預金	860,424	買掛金	147,931
売掛金	188,757	未払費用	22,800
貯蔵品	44	未払法人税等	475
前払費用	4,047	未払消費税等	18,440
前払金	17,158	前受金	12,640
預け金	60,000	預り金	6,530
未収入金	13,963	賞与引当金	10,503
貸倒引当金	△19,991		
		負 債 合 計	219,322
固 定 資 産	49,794	【 純 資 産 の 部 】	
(有形固定資産)	5,947	株 主 資 本	954,876
建物附属設備	4,324	(資本金)	100,000
工具、器具及び備品	1,622	(資本剰余金)	461,401
(無形固定資産)	17,068	資本準備金	87,979
ソフトウェア	1,444	その他資本剰余金	373,422
のれん	15,481	(利益剰余金)	429,446
電話加入権	81	その他利益剰余金	429,446
商標権	60	繰越利益剰余金	429,446
(投資その他の資産)	26,778	(自己株式)	△35,971
投資有価証券	0		
敷金	21,155	純 資 産 合 計	954,876
破産更生債権等	3,329		
貸倒引当金	△3,329	負 債 純 資 産 合 計	1,174,199
繰延税金資産	5,622		
資 産 合 計	1,174,199		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成30年 4月 1日)
(至 平成31年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,916,301
売 上 原 価		1,550,793
売 上 総 利 益		365,508
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		349,711
営 業 利 益		15,796
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
償 却 債 権 取 立 金	22	30
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	3,658	3,658
経 常 利 益		12,169
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,799	1,799
税 引 前 当 期 純 利 益		10,369
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950	
法 人 税 等 調 整 額	625	1,575
当 期 純 利 益		8,793

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金		
平成30年4月1日残高	187,979	87,979	285,443	373,422	420,652	△35,971	946,082
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	—	—	8,793	—	8,793
資本金から剰余金への振替	△87,979	—	87,979	87,979	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△87,979	—	87,979	87,979	8,793	—	8,793
平成31年3月31日残高	100,000	87,979	373,422	461,401	429,446	△35,971	954,876

	純資産合計
平成30年4月1日残高	946,082
事業年度中の変動額	
当期純利益	8,793
資本金から剰余金への振替	—
事業年度中の変動額合計	8,793
平成31年3月31日残高	954,876

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のないもの
 移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品 最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以後取得の建物（建物附属設備を除く。）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10年～15年
工具、器具及び備品	3年～10年
 - (2) 無形固定資産 定額法によっております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
5. のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
6. 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 48,301千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 38,381株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 2,767株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,522千円
賞与引当金	3,633千円
未払費用	542千円
未払事業税	164千円
投資有価証券	6,917千円
その他	144千円
繰延欠損金	63,105千円
<hr/>	
繰延税金資産小計	82,030千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△63,105千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△13,301千円
<hr/>	
評価性引当額小計	△76,407千円
<hr/>	
繰延税金資産合計	5,622千円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入と増資（新株予約権発行を含む）による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、取引先の信用リスクに晒されており、またグローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての預金及び営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されております。信用リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっています。

営業債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	860,424	860,424	—
(2) 売掛金	188,757	188,757	—
(3) 買掛金	147,931	147,931	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	26,811円83銭
2. 1株当たり当期純利益	246円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月23日

アキナジスタ株式会社
取締役会 御中

東京芝公認会計士共同事務所
公認会計士 古嶋 裕一 ㊞

公認会計士 古屋 満喜男 ㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキナジスタ株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、経営管理部、内部監査室をはじめとした当社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人公認会計士古嶋裕一、公認会計士古屋満喜男の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月24日

アキナジスタ株式会社 監査等委員会

監査等委員 新井 健一郎 ⑩

監査等委員 富 田 賢 ⑩

監査等委員 中 嶋 長 史 ⑩

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	こばやし ゆうすけ 小林 祐介 (昭和58年9月11日生)	平成14年4月 防衛省陸上自衛隊入隊 平成16年4月 株式会社ロコモーション入社 平成17年11月 株式会社CREレジデンシャル入社 平成20年8月 株式会社モバイル・アフィリエイト入社 平成24年1月 当社アドネットワーク事業部長就任 平成24年7月 当社インターネットマーケティング事業部長就任 平成24年11月 当社取締役就任 平成27年4月 当社インターネットマーケティング事業部ゼネラルマネージャー就任 平成27年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成27年9月 ゴディアックアジア株式会社社外取締役就任(現任)	9株
2	いwasawa masashi 岩澤 雅史 (昭和57年6月17日生)	平成16年10月 株式会社ホームページシステム入社 平成21年8月 同社取締役就任 平成22年8月 同社取締役辞任 平成24年7月 当社顧問就任 平成24年11月 当社取締役就任(現任) 当社インターネットマーケティング事業部エンジニアチームリーダー就任 平成27年4月 当社情報システム部ゼネラルマネージャー就任(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は平成21年4月1日に株式会社モバイル・アフィリエイトを吸収合併しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	あらい けんいちろう 新井 健一郎 (昭和56年5月15日生)	平成20年12月 弁護士登録 平成21年1月 株式会社フロンティアマネジメント入社 平成21年11月 衆議院議員柿沼正明事務所入所(政策担当秘書) 平成23年3月 鳥飼総合法律事務所入所 平成26年6月 法律事務所フラッグ開設 平成26年6月 当社取締役就任 平成27年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 平成28年4月 TH弁護士法人開設(現任)	一株
2	なかじま じょうじ 中嶋 長史 (昭和52年10月3日生)	平成13年4月 株式会社ヒットライズ入社 平成17年2月 有限会社ドットジェット代表取締役就任 平成26年6月 当社取締役就任 平成27年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 平成28年3月 株式会社デライト代表取締役就任(現任)	一株
3	こんどう まさひこ 近藤 雅彦 (昭和52年6月13日生)	平成13年4月 株式会社大塚商会入社 平成16年1月 株式会社サイバーエージェンツ入社 平成22年1月 株式会社CyberCasting&PR取締役就任 平成30年4月 株式会社ALEGO代表取締役就任(現任) 平成31年1月 studio15株式会社取締役就任(現任) 平成31年3月 IRIS株式会社代表取締役就任(現任) 平成31年4月 データアナリティクスラボ株式会社代表取締役就任(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 新井健一郎、中嶋長史及び近藤雅彦の各氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役の選任理由

新井健一郎氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法律の専門家として、当社のコンプライアンスをはじめとして、経営全般に助言を頂くこと

により、当社に貢献して頂いております。今後は当社社外取締役としての経験も加わり、一層の貢献をして頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けると判断いたしました。

中嶋長史氏は、株式会社デライトの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂くことにより、当社に貢献して頂いております。今後は当社社外取締役としての経験も加わり、一層の貢献をして頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。

近藤雅彦氏は、株式会社ALEGO、IRIS株式会社及びデータアナリティクスラボ株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂くことにより、当社に貢献して頂けると判断し、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、当社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けると判断いたしました。

4. 新井健一郎氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって5年（監査等委員である取締役としての就任年数は4年）となります。
5. 中嶋長史氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって5年（監査等委員である取締役としての就任年数は4年）となります。
6. 新井健一郎氏及び中嶋長史氏と当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、300万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
7. 近藤雅彦氏の選任が承認された場合は、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、300万円または法令が定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

所在地：東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 5階 大雪
交通：JR 市ヶ谷駅より徒歩約2分
地下鉄 有楽町線・南北線・新宿線市ヶ谷駅
より徒歩約2分

